

登別市企業職員旧姓使用取扱要綱

（目的）

第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由によって氏を改めた後も、引き続き変更前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することにより、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職並びに同条第3項第2号及び第3号に定める特別職をいう。以下同じ。）の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図ることを目的とする。

（旧姓の使用）

第2条 登別市企業職員の旧姓の使用については、登別市職員旧姓使用取扱要綱（平成15年訓令第10号）の例による。

附 則（平成15年水道部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。